

社会保険労務士 越智オフィス事務所便り

年金記録の回復がより早く！～新たな回復基準～

◆年金記録確認第三者委員会の役割

世間を騒がせた「消えた年金」や「宙に浮いた年金」を救済するため、昨年6月に総務省に「年金記録確認第三者委員会」（第三者委員会）が設置されました。

この第三者委員会は、年金記録の確認について、国（厚生労働省）に記録が残っていない、本人も領収書等の物的な証拠を持っていないといったケースについて、国民の立場に立ち、申立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討したうえで、記録訂正に関し公正な判断を示すことが任務とされています。

◆新たな年金記録救済策

このほど（5月6日）、日本年金機構では、年金記録救済策をさらに手厚くするため、上記の第三者委員会で審議することなしに年金事務所（旧社会保険事務所）の調査だけで年金記録を回復できる基準を示しました。その内容は次の通りです。

- (1) 厚生年金（標準報酬月額の変動の疑い）
 - ・6カ月以上さかのぼって標準報酬月額が大きく引き下げられている記録が事実と反していると疑われるなどの条件を満たす場合
- (2) 厚生年金（脱退手当金の誤った支給記録）
 - ・昭和49年まで発行されていた厚生年金の被保険者証に、脱退手当金を支給した表示がないなどの条件を満たす場合
 - ・脱退手当金の支給日より前にその計算基礎にされていない厚生年金の期間があるなどの条件を満たす場合
- (3) 国民年金（2年以下の記録漏れ）
 - ・保険料納付記録が漏れていると思われる期間が2年以下であって、その他の期間は納付済みであるなどの一



定の条件を満たす場合

◆その他の年金記録回復の基準

上記以外にも、確定申告書の控えが残っている場合や、勤めていた事業所が廃止された後に厚生年金の加入記録がさかのぼって変更されている場合などの回復基準があります。

上司と若手社員の考え方のギャップ

◆若手社員のモチベーションが低下

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社が、20～50代のサラリーマンを対象に昨夏に「仕事に関する意識調査」を行いました。このアンケートの中に「現在の仕事へのモチベーション」という項目がありましたが、全体的にモチベーションの低下傾向が見られた中、特に20代社員の低下が著しい結果となりました。

「現在の仕事にやる気がある」と答えた社員の割合は、2008年調査と2009年調査を比較すると、20代では57.3%→50.0%（7.3ポイント減）、30代では50.5%→50.3%（0.2ポイント減）、40代では49.2%→54.4%（5.2ポイント増）、50代では55.0%→52.0%（3.0ポイント減）との結果で

した。

同社では、20代の若手社員のモチベーションが低下した原因として、「会社の将来性への不安」「人材育成の機会の不十分さ」などを挙げています。40代では会社の将来性への不安を抱きつつも、それがモチベーションの低下には繋がっていない結果となっており、ここに若手社員とのギャップが見られます。

◆上司は若手社員の「困難克服力」に期待

また、JTBMotivations（JT Bグループの人事コンサルティング会社）では、今年の2月に若手社員の成長などに関する調査の結果を発表しました。約40%の上司は部下の「困難を克服する力」に大きな期待をかけている一方で、このような「困難克服力」を伸ばしたいと考えている若手社員（入社1年目から3年目まで）は約20%しかいないという結果となりました。

ここでも、「上司の求めるもの」と「若手社員の意識」の大きなギャップが見られる結果となりました。

◆いかに考え方のギャップを小さくするか

「上司と若手社員の考え方のギャップ」、これはいつの時代においても存在する永遠のテーマなのかもしれません。しかし、初めから「ギャップがあるのはしょうがない」言って諦めてはいけません。

この不景気の時代、会社が丸となって業務を進めていくためには、上司と部下、年配者と若者のギャップをいかに小さくしていくかを考えなければなりません。世代間ギャップを埋めることを社員個人に頼るのではなく、「ギャップを小さくするために会社として何かできることはないか」を考える必要があるのではないのでしょうか。

6月の税務と労務の手続[提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

30日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

■ 当事務所よりひとこと

労働保険の年度更新と社会保険の算定基礎届の作成・提出の時期となりました。作成・提出を当事務所に依頼している企業様は、後ほど回収に伺いますので、提出書類が届きましたら事務所まで連絡をお願い致します。

沖縄はすでに5月6日頃に梅雨入りしており、関東でも梅雨入りが着実に近づいてきております。ちなみに関東の梅雨入りの平年値は6月8日となっており、北海道には梅雨というものは存在しないのですが、日本の四季の移ろいを味わうことを考えると、梅雨というものは春と夏とをつなぐ非常に重要なアクセントとなるもののような気がします・・・、北海道の人たちが日本人としてのささやかな楽しみを奪われているような気がして、何か気の毒なような気がするの私だけでしょうか。